○農林水産省告示第九百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市本匠大字因尾字ホリ田一二九八、字屋形渡リ一三一三、字神山奥一三三〇の一から一三三〇の三まで、字大久保一三六一（次の図に示す部分に限る。）、字ツヱ一三六五の一、一三六五の二、字榎木平一三六六、一三六八、字中田一三七〇、一三七六、一三七八、字後山一三七九の一、字通リ山荒神一三八一、字上ノ山一三八二、字通リ山一三八四、一三八七、字谷迫一三八五、字蕨原一三八八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県玖珠郡九重町大字右田字東青野二〇九の一、二〇九の四、二〇九の五、二〇九の七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び九重町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市弥生大字門田字須平河内三七六の七〇から三七六の七六まで、三七六の一五三から三七六の一五六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字須平河内三七六の七六・三七六の一五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県中津市耶馬溪町大字山移字恩田一三八の四、一三八の五、一三九、字雲瀬墓一四四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県豊後大野市緒方町中野字尾崎九〇四、字横平九二五、九三〇、九三二、字横平上一一三〇の一、一一三〇の六、一一三三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾崎九〇四・字横平上一一三〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県津久見市大字津久見字瀬戸石六四八三の四八・六四九五の一四四・六四九五の一四八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六四九五の一四五から六四九五の一四七まで、六四九五の一四九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字瀬戸石六四九五の一四八・六四九五の一四九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字花月字石河内四〇六〇の一から四〇六〇の五まで、四〇六〇の七から四〇六〇の一一まで、四〇六〇の一三、四〇六一の一

二　指定の目的　水源の涵養